

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4.1.3	R4.3.3	①東京都が五輪選手村整備の名目で、中央区晴海の公有地を港湾局から他局（都市整備局）に所管替えした際に検討、協議、決定したすべての記録。 ②土地価格を決定する際に行った調査、路線価、基準地価、鑑定地価、減額した根拠など全ての調査・検討記録文書と資料。 ③都臨海地域用地管理運用委員会の議事録、提出資料、決定事項など全て。 ④また、港湾局が2000年以降、土地価格を7割以上減額して所管替え、売却した事例が何件あるのか。知事に報告・説明し、決済を受けた記録と提出資料。	87	1			1										③臨海地域用地管理運用委員会は開催されていないため、当該請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。 ④知事への報告等は実施していないため、当該請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課 海上公園課
2	R4.3.1	R4.3.3	「令和3年度東京港海の森トンネル遠方監視制御設備統合化工事」（03-00694）の工事設計書一式（特記仕様書・図面を除く）及び標準単価内訳書（個数、単価、名称）	35	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
3	R4.1.21	R4.3.22	①東京都が作成・保有するIR・カジノに関する公文書と記録、調査報告書、知事への報告・記録文書すべて。 ②港湾局が21年度予算で計上したIRの委託調査に関し、延期、見送り、発注を協議した文書、局長・知事への報告文書。 ③都がIRに関し国や民間団体から受けた質問、意見照会、要望書。都の回答書。 ④都がベイエリアビジョン策定で行った調査報告書。企業・団体の要望、提案と都の回答。パブリックコメントで寄せられた記録。 ⑤（21年4月以降）港湾局が2022年度予算要求で作成したIRに関する予算要求額と定数要求、財務・総務局とのレク記録を含むすべての文書。	41	1			1										①、②の当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）。	港湾局 総務部 企画経理課
4	R4.3.10	R4.3.25	①平成13～28年度の間一部改正された埋立地開発規則及び臨海副都心地域開発規則の改正内容がわかる文書 ②平成13年4月～平成29年3月（28年度）の間に募集を実施した際の土地処分に係るそれぞれの臨海副都心事業者募集要綱	51	1			1										②の当該公文書は、平成13年度から平成26年度に作成された5年保存の公文書であるため、廃棄済みであり、現在は存在しない。また平成27年度及び平成28年度については作成していないため、当該公文書は存在しない。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
5	R4.3.10	R4.3.25	①2016年度港湾局予算に計上された晴海五丁目（選手村用地）土地の一般会計への所管替え価格を132億円と決定した際の決定文書 ②前記①に係わる132億円と決定した際の額の根拠を示す文書					1										実施機関では作成しておらず、当該公文書は存在しないため。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
6	R4.3.25	R4.3.28	「令和3年度新木場・若洲線舗装補修工事」の工事設計書。 細目は、工事設計概括書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書。	25	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
7	R4.1.31	R4.3.31	統合型リゾート施設（IR）の誘致の検討状況に関する文書一切。たとえば、東京都知事と担当部局とのやり取りや外部業者、政府、国会/都議会議員とのやり取りが分かる文書や議事録、電子メール等	642	1	1	1					1	1		1	1		①氏名、肩書(情報公開条例第7条第2号)②事業者名事業者の発言内容、都の発言内容のうち事業者を特定できる内容(同条第3号)③統合型リゾート施設(IR)に係る現状認識、想定スケジュール(同条第5号)④IR整備に係る意向調査アンケート、区域整備計画の認定申請に係る意向確認等調査、資料タイトルの一部(同条第5号及び第6号)⑤都の発言内容のうち検討中の未成熟な内容(同条第5号及び第6号)⑥官公庁参事官室の職場電話番号・メールアドレス、他自治体の状況(同条第6号)⑦契約目途額(同条第6号)	港湾局 総務部 企画経理課